

ニュース・レター

第38号 2010.6.1

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8698
郵便事業株式会社 銀座支店
郵便私書箱2346号

TEL:03-5319-1773 FAX:03-5319-1774

C O N T E N T S

[特集]公訴時効廃止までの道のり	02	5.公訴時効の廃止についての法制審議会(刑事法部会)での議論について	04
1.公訴時効は、どういった理由や趣旨で作られてきたか	02	6.「公訴時効見直し」今後の課題	07
2.公訴時効があるため、被害者はどれだけ苦しめられてきたか	03	公訴時効をめぐる被害者の置かれた実状	08
3.日弁連や学者による反対論とそれに対する反論	03	活動報告、幹事会、各地集会、弁護団会議報告	10
4.公訴時効の見直しに向けて、あすの会はどのような活動をしてきたか	04	報道おぼえがき	18

公訴時効の廃止・延長の可決に寄せて

代表幹事 岡村 勲

凶悪犯罪の公訴時効の廃止・延長に関する改正刑事訴訟法が成立しました。

今年1月23日に行われた第12回大会(創立10周年記念大会)では、凶悪重大事件の公訴時効の廃止・延長の実現に向けて加藤公一法務副大臣より力強いご挨拶をいただきました。また当会でもその実現に向けて決議しました(第1決議)が、これが現実となったのです。

3月12日、法案は参議院に上程され、4月8日の参議院法務委員会では、私も参考人として出席して意見を述べました。

4月14日、参議院で可決され、舞台は衆議院に移りました。4月27日午前、衆議院法務委員会で可決、午後の本会議冒頭に法案は緊急上程され、圧倒的多数で可決されました。この瞬間を傍聴席から眺めた幹事、会員、弁護士の10人は、手を取り合って喜んだものです。

法律の内容については、本紙2ページ以降をご覧ください。

法律は、国会で成立するだけでは効力を持たません。閣議決定、天皇陛下の裁可を戴いた後、官報に掲載して公布するという手続きが必要になります。このため、国会で成立してから、通常は早

くても一週間はかかります。しかし、成立した当日の4月27日の経過とともに公訴時効が完成する殺人事件がありました。これを救済するためには、その日のうちにこれらの手続きを済まさなければなりません。

法務省は、法律が成立すると各大臣を回って署名をもらうという持ち回り閣議を経て、天皇陛下の御名御璽を戴き、国立印刷局に持ち込んで官報を印刷し、その1枚を印刷局の掲示板に張り出すことによって公告し、公訴時効成立まで数時間に迫っていた事件の時効完成を防ぎました。

法務省の努力には感謝に堪えないところです。

公訴時効の廃止・延長の経過は、ニュースレターに詳細に記載されていますが、河野先生、高橋先生、大澤先生を中心とする顧問弁護団の諸先生が、寸暇を惜しんでの研究、意見書の作成などに当たってくださいました。先生方のご協力がなければ、この法律の成立には至らなかつたでしょう。

篤くお礼申し上げます。

[特集]公訴時効廃止までの道のり

被害者問題に残された懸案事項のひとつとして、公訴時効の廃止問題は本年1月に開かれたあすの会10周年記念大会でも大きく取り上げられました。大会当日、加藤公一法務副大臣の発言にもありました。公訴時効廃止(刑事訴訟法の改正)は法制審議会の議論を経て、4月27日、国会で成立しました。その内容は、あすの会が求めていたすべてが盛り込まれているわけではありませんが、大きな前進です。今回は、公訴時効とは何か、また廃止に至るまでにどのような経緯があったのかについてご紹介します。

1. 公訴時効は、どういった理由や趣旨で作られてきたか

我が国では、罪を犯した犯人を処罰するよう裁判所に訴えることができるは検察官だけです。このように犯人を起訴することを「公訴」と言いますが、刑事訴訟法第250条により公訴できる期間は予め定められていて(これを「公訴時効」と言います)、永遠に起訴することが許されている訳ではありません。例えば、殺人事件でも15年(平成16年改正後に発生した事件については25年)が経てば、検察官といえども起訴することができなくなります。

今回、刑事訴訟法の改正がなされ、この公訴時効について、殺人事件など凶悪犯罪の時効が廃止され、それ以外の罪についても時効期間が大幅に延長されました。改定にいたる経緯についてご紹介するにあたり、ここで改めて改正前の刑事訴訟法第250条の内容をご紹介します。

第250条[公訴時効の期間]

- 時効は、次に掲げる期間を経過することにより完成する。
- 一 死刑に当たる罪については二十五年
(殺人罪、現住建物放火罪、強盗致死罪など)
 - 二 無期の懲役又は禁固に当たる罪については十五年(強姦致死罪など)
 - 三 長期十五年以上の懲役又は禁固に当たる罪については十年(傷害罪、危険運転致死傷罪など)
 - 四 長期十五年未満の懲役又は禁固に当たる罪については七年(窃盗罪、詐欺罪、業務上横領罪など)
 - 五 長期十年未満の懲役又は禁固に当たる罪については五年(業務上過失致死罪、自動車運転過失致死傷罪など)
 - 六 長期五年未満の懲役若しくは禁固又は罰金に当たる罪については三年(墮胎罪、過失傷害罪、脅迫罪など)
 - 七 拘留又は科料に当たる罪については一年(侮辱罪など)

では、なぜこれまで公訴時効が設けられていたのでしょうか。その理由や趣旨は、単純なものではなく、いくつかの理由が複合的に述べられていました。それらを要約すると、次のようになります。

公訴時効の制度趣旨

- ①長期間が経つと、被害者の処罰感情も希薄化するので、処罰するだけの価値が小さくなる
- ②逃走している間に犯人が築いた事実状態、つまりその間に築いた幸せな生活を尊重する必要がある
- ③国民一般の社会的な応報感情も希薄化し、やはり処罰価値が低減する
- ④長期間の経過により、証拠が散逸し、正しい起訴や裁判ができなくなる恐れがある

このような趣旨や理由に関して、法律家は長年疑問を持つことなく、公訴時効制度は当然のものとして認められてきました。しかし、それぞれの理由を慎重に検討してみると、これが果たして正しいと言えるのか疑問が生じてきたわけです。

つまり、

- ①' 時の経過によって、被害者の被害感情は本当に薄れるのか
 - ②' 加害者が、犯罪後に築いた家庭生活や社会における地位を保護する必要があるのか
 - ③' 時間の経過により一般の人々の頭の中から事件の記憶が薄れることはあっても、処罰すべきだという考え方まで薄れるとは言えないのではないか
 - ④' 証拠の散逸は、有罪を立証しなければならない検察官側に不利益に働き、被告人側の防御権を侵害することは少ないのでないのか
- などです。
(以上、弁護士 大澤寿道)

2. 公訴時効があるため、被害者はどれだけ苦しめられてきたか

歴史的には、以上のような理由で公訴時効が作られてきました。しかしそこには、苦しみ続けてきた被害者の目線や、国民の常識が欠落していました。

どんなに理不尽で凶悪な罪を犯した犯人でも、一定期間逃げ延びれば、警察に捕まったり、裁判を受けたりしなくて済み、大手を振って世の中を歩くことができるのが公訴時効です。被害者にとって、こんなに悔しいことはありません。被害者が苦しんでいるとき、加害者が青天白日の身になって往来を闊歩し、家庭をもって幸せな生活を送っている。そんなことを考えるだけで、被害者は悔しさが噴き上ります。時間が経てば被害感情も次第に和らいでくるのではないかと指摘する人もおり、それが公訴時効の存在理由の一つでしたが、それは、凶悪犯罪に遭ったことのない幸せな人が言う言葉です。大切な人を失ったり、重篤な後遺障害を負った被害者やその家族の無念さ、悔しさ、怒りは、どんなに時間が経っても癒えることはありません。時効の完成が迫っているということで、焦りが極限に達し、懸賞金をかけたり、ビラを配つ

たりして必死に犯人を捜している被害者もたくさんいます。時効制度によって、被害者は本当に苦しみ続けてきたのです。

また、犯人がいつか自分の近くに来るのではないかという不安の中で生活をしている被害者も少なくありません。時効にならぬ場合は犯人も簡単には近づいて来ないだろうし、いざとなれば警察が捕まえてくれるだろうと思い、被害者は安心しているところがあります。しかし時効が完成てしまえば、犯人も安心して近づいて来る可能性があり、近づいてきても警察は捜査をしてくれません。これほど不安なことはないでしょう。犯人が作ってきた事実状態を尊重するということも、結局のところ、逃げ回っている間に築いた「凶悪犯の幸せな生活」を、被害者の安全な生活の犠牲のもとに保護してやろうというものです。ただでさえ理不尽な罪を犯した犯人に対して、どうして重ねて理不尽な保護を与えなければならないのでしょうか。被害者は、絶対に納得できません。

3. 日弁連や学者による反対論とそれに対する反論

(1) 事実状態の尊重

昨年1月23日、日弁連刑事法制委員会のある委員が、時効の見直しを求めて法務省内に勉強会が設置されたことを受けて、読売新聞で「犯罪を犯したとされる者が長期間逃亡しながら築いた新たな生活を、突然壊すことには同情の余地もある。いつ逮捕されるか分からない状態が永久に続くのは酷である」とコメントし、犯人の今までの生活を尊重すべきだと主張して、時効制度の廃止に反対しました。この言葉を聞いたある被害者は「腸が煮えくりかえる思いがした」と怒りの言葉をあらわにし、「いつ捕まるか分からない状態が永久に続くのが酷だというのなら自首すれば良いではないか。きっと気が楽になる」と吐き捨てました。日弁連の見解には、被害者の置かれた悲惨な実情に対する一片の思いやりも感じられません。逃げ得て手に入れた加害者の幸福な生活を保護する必要はどこにもありません。また、後に述べる法制審でも、仮にそういった生活が築かれても、それは、「法律上保護に値する利益」ではないと多くの委員に言われました。

(2) 証拠の散逸と冤罪

さらに日弁連は、長い時間が経つと証拠が散逸し、正

しい起訴や裁判ができなくなるといって反対しました。しかし、科学技術の進歩により、かえって証拠が明確になることも少なくありません。DNAが犯罪捜査に取り入れられた昭和60年代は、数百人に1人しか人物を特定できませんでしたが、現在では4兆7000億人に1人の確立で犯人を特定することができると言われています。もちろん、DNA以外にも、指紋による犯人の特定技術も、ここ数年、格段に進歩してきています。

科学技術の発達を別にしても「最初から、確実な証拠があつて犯人分かっているのだが、その犯人が逃走しているため捕まらない」場合もありますから「時間が経つと証拠が散逸する」と断定するのも間違いです。

反対論者の主張は、DNAや指紋のような物的証拠ではなく、被告人のためにアリバイを証言する証人が死亡したり、あるいは生きていても記憶が薄れるため、被告人に有利な証言ができなくなってしまい、無罪のための防禦活動が難しくなる場合があるというものです。前述の通り、犯罪の立証責任は検察官が全面的に負っていますから、「犯人は現場にいた」という確実な証明をしなければなりません。このことは検察官の側に、より不利益に働くでしょう。

日弁連は、時効を廃止すると冤罪が増えると言って

猛烈に反対します。しかし過去の事案で、冤罪となって再審の上、無罪判決が出たりした例をあすの会でまとめたところ、事件が発生してから長くても3年以内に逮捕された事案ばかりで、時効完成が迫ってから逮捕された事件の冤罪はありませんでした(次ページ表)。公訴時効の廃止延長が冤罪を増やすというのは、法律家特有の頭の中の空想に過ぎません。

(3) 経済的補償

一方、被害者に経済的な補償をしてやれば、被害者は満足して時効廃止を叫ばなくなると口にする人もいま

す。しかし、これは「あめ玉をしゃぶらせて被害者を黙らせようとするもので、被害者の自尊心を著しく傷つけるもの」と被害者は口を揃えて反論しています。経済的補償は、それはそれで大切なことです。しかし、だからといって被害者の無念さ、悔しさ、怒りは収まらないのです。

(4) 規範意識の鈍磨

さらに、公訴時効は国家が凶悪犯人を無罪放免にすることですから、これを許すと正義に反し、道義心が地に落ちてしまいます。反対論者は、逃げ得を許すことが正義だと思っているのでしょうか。

4. 公訴時効の見直しに向けて、あすの会はどのような活動をしてきたか

あすの会は、平成12年の設立当初から時効制度の問題点を指摘し、廃止に向けて訴え続けてきましたが、少ない人数で何もかも一度にやることはできません。

ヨーロッパ調査を実施し、全国での街頭署名活動、政党への働きかけを行い、犯罪被害者基本法の制定に全力を傾けてきました(平成16年12月1日に成立)。

法務省は、集団強姦などの凶悪犯罪に対処するための法整備を行い、平成16年12月、公訴時効期間を殺人事件について15年から25年に延長したのをはじめ、他の罪についても延長する刑事訴訟法の改正を行いました。法務省は被害者団体からの意見聴取も行わなかつたので、この改正を知りませんでした。従って公訴時効の廃止を遡って適用すべしといった被害者の声は反映されていなかったのです。知つていれば、当然に凶悪犯罪に公訴時効の廃止などの意見を述べていたでしょう。

その後、被害者参加や損害賠償命令、少年審判の傍聴制度などの問題が一段落しましたので、あすの会では平成20年5月22日、当時の自由民主党司法制度調

査会・犯罪被害者保護救済特別委員会の合同会議に、殺人事件の時効廃止を求める要望書を提出することを手始めに、本格的にこの問題に取り組むことにしたのです。

平成20年11月30日、あすの会第9回大会で、殺人事件など重大犯罪について公訴時効の廃止を求める大会決議をし、12月4日、長期未解決事件の林さん、内村さんをはじめとするあすの会幹事らは、森英介法務大臣(当時)に凶悪事件の時効制度の廃止を強く訴えました。森大臣は、検討を約束され、勉強会を立ち上げてくださいました。

その後、あすの会は、法務省や公明党、自民党のヒヤリングで、殺人事件の時効の廃止だけでなく重篤な後遺障害が残る傷害事件についても時効を廃止すべきこと、過去の犯罪にも遡って廃止すべきことなどを訴え、自民党、公明党の議員に熱心に聞いて頂きました。

(以上 弁護士 高橋正人)

5. 公訴時効の廃止についての法制審議会(刑事法部会)での議論について

(1) 法務大臣の諮問

平成21年10月28日、千葉景子法務大臣は、法制審議会に対し、次の3点を諮問しました。

- ① 凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方
- ② 現に時効が進行中の事件の取扱い
- ③ 刑の時効見直しの具体的在り方

(2) 刑事法部会での審議の印象

この諮問を受け法制審議会は、平成21年11月16日、第1回刑事法部会(公訴時効関係)(以下、「部会」といいます)を開催し、井上正仁東京大学大学院教授が部会長に選任され、以後、平成22年2月8日まで8回にわたり、前記諮問に関する審議が行われました。この部会には、部会長を始めとする著名な刑事法学者、法曹三者、警察関係者などから、それぞれにおいて重責を担うメンバーが委員ないし幹事として出席し、あすの会からも代表幹事である岡村勲弁護士が委員として出席しました。

冤罪と言われた戦後の主な事件

事件発生時期 逮捕までの期間(事件発生日を1日目とする)

【死刑確定後再審無罪事件】

免田事件	1948年(昭和23年)	19日	A
財田川事件	1950年(昭和25年)	33日	A
島田事件	1954年(昭和29年)	81日	A
松山事件	1955年(昭和30年)	52日	A

【死刑判決事件】

帝銀事件	1948年(昭和23年)	7ヵ月	B
三鷹事件	1949年(昭和24年)	18日	A
牟礼事件	1950年(昭和25年)	2年6ヵ月	D
藤本事件	1952年(昭和27年)	7日	A
名張毒ブドウ酒事件	1961年(昭和36年)	7日	A
波崎事件	1963年(昭和38年)	76日	A
袴田事件	1966年(昭和41年)	50日	A
三崎事件	1971年(昭和46年)	6日	A
晴山事件	1972年(昭和47年)	2年	C
道庁爆破事件	1976年(昭和51年)	5ヵ月9日	B

【無期懲役確定後再審無罪】

梅田事件	1950年(昭和25年)	行方不明から2年(遺体発見の翌日)	C
足利事件	1990年(平成2年)	1年7ヵ月	C

【無期懲役判決事件】

丸正事件	1955年(昭和30年)	19日~20日(逮捕者複数)	A
狭山事件	1963年(昭和38年)	48日	A
日産サニー事件	1967年(昭和42年)	6ヵ月12日	B

【有期懲役確定後再審無罪】

榎井村事件	1946年(昭和21年)	8日(別件逮捕)本件正式勾留は5ヵ月後	A
弘前大教授夫人殺し事件	1949年(昭和24年)	2ヵ月半	A
徳島ラジオ商殺し事件	1953年(昭和28年)	9ヵ月9日	B

【有期懲役判決事件】

白鳥事件	1952年(昭和27年)	8ヵ月11日	B
------	--------------	--------	---

【無罪確定事件】(途中死刑判決あり)

幸浦事件	1948年(昭和23年)	79日	A
松川事件	1949年(昭和24年)	25日~66日(逮捕者複数)	A
二俣事件	1950年(昭和25年)	17日(別件逮捕)本件起訴は2ヵ月後	A
木間ヶ瀬事件	1950年(昭和25年)	6ヵ月	B
八海事件	1951年(昭和26年)	5日~6日(逮捕者複数)	A
仁保事件	1954年(昭和29年)	1年(別件逮捕)本件起訴は1年5ヵ月後	B
山中事件	1972年(昭和47年)	3日	A

【他】

甲山事件	1974年(昭和49年)	22日	A
------	--------------	-----	---

*逮捕までの期間 A:3ヵ月以内、B:1年以内、C:2年以内、D:3年以内

顧問弁護団の何人かの弁護士が適宜随行しましたが、私も6回の部会に立ち会わせていただきました。

この部会で議論された論点の概要は後述しますが、ここでは、まず、部会での議論の印象についていくつか述べたいと思います。

①第1に、部会では、多岐にわたる論点について極めて突っ込んだ議論がなされたということです。刑事法部会の開催期間が約3ヶ月半と短期間であったためか、一部には議論が拙速であるなどという反論が出されていましたが、私はそのようなことは全くないと考えています。短期間ではありましたが、多くの論点について極めて充実した議論がなされたと思います。

②次に、このような充実した審議ができた大きな理由としては、部会長の議事進行と法務省による事前の調査が充実していたことが挙げられるでしょう。まず、部会長の進行です。私などが言うのもおこがましいことですが、さまざまな意見を丹念に聴取し、分かりにくく見解や議論についても瞬時にその趣旨をおしそかって整理をし、議論がかみ合うようにされていました。これによって、議論が整合的に進められたと強く印象付けられました。次に、議論の前提となるべき調査が法務省によって非常に周到になされていた点です。平成21年1月以降、省内で相当な検討がなされていたようですが、外国法制、国内での統計数などが適宜提示され、非常に参考になりました。このようなことから、あすの会でも審議に先立ち、岡村委員と顧問弁護団とで必要な調査や議論を重ねるなどの準備を行っておりました。我々にとって充実した審議がなされたと感じられたのは、こちらも十分に準備していたからだと思っております。

③そして、岡村委員の発言です。前述の通り、当会からは岡村代表幹事が部会の委員として出席されました。岡村委員は被害者と弁護士という双方の立場からさまざまな場面で発言をされました。この発言によって座に緊張が走る場面も多く、ともすれば机上の空論になりがちな議論に対し、実体を知らせるという意味で極めて大きな影響があったと思います。

(3) 検討された論点について

前述の通り、部会では、非常に多岐にわたる論点について突っ込んだ審議がなされており、この点についてここですべて述べることはできません。またこの点は、すでにいろいろな形で報告もされています。そこで、ここでは簡単に論点の概要についての

紹介だけをしたいと思います。

第1の論点は、前述した法務大臣の諮問①に関するものです。ここでは前提として、平成16年に時効期間を延長する法改正がなされたにもかかわらず、約5年しか経過していない今、再度時効を見直すべきかが問題となりました。そしてこれが肯定され、次に公訴時効をどのような形で見直すべきかが問題となりました。これが今回の議論の最大のテーマです。そして、ここでは大きく分けて、i) 公訴時効の廃止、延長もしくはその組み合わせとして考えるのか、ii) 一定の場合に公訴時効の停止ないし中断を認める方式で考えるのか、という2点が問題となりました。ii) の方式については、極めて多数の問題点が指摘され、また憲法違反の疑いが強いなど問題性も大きいことから排斥され、結局 i) の方式が取られました。なお、i) の場合、対象犯罪をどのようにするかについては大きな議論があり、あすの会としてはできる限り多くの犯罪について廃止ないし延長をすることを希望し、特に重篤な後遺障害が残る傷害についても廃止の対象とするよう求めましたが、現行法制度の中で一日も早い法改正を行うことが必要であるとの観点から、やむなく今回成立した法案の原案を支持するに至りました。対象犯罪などについては、今後も考慮していく必要があると思われます。

第2の論点は、いわゆる「遡及効」の問題です。正確に言うと、現に時効期間が進行中の犯罪に対しても新法(つまり、廃止や延長を規定した法律)を適用すべきかという問題です。これもまた今回の大きな問題の1つでした。この点については、憲法第39条ないしその趣旨に違反するという点、憲法違反とは言えないとしても一度国家が決定して付与した地位を覆すことは法的安定性(これは、単に加害者の地位の安定というだけでなく法秩序全体の立場から法の在り方を論じた反対論と思われます)を害するという立場からの反対論がありました。しかし、憲法第39条は事後法による処罰を禁止したものであるのに対し、公訴時効制度の遡及適用はそのようなものではないことなどから、いわゆる「遡及適用」を認める意見が大勢を占め、これが採用されるに至りました。この結論は、現に時効期間が進行中の加害者、特に時効間際の加害者にとってみれば地獄騒を踏むような悔しいことかも知れませんが、このような事件の被害者にとっては大きな救いになったことは明らかであり、これにより具体的正義が実現され、被害者のみならず国民の意思に合致するものと思います。

第3の論点は刑の時効の問題です。これは、公訴時効が廃止され、または延長されたにもかかわらず、既に確定判決まで受けた被告人に対する刑の時効が従前通り短期間で時効消滅するというのではバランスを失るので、これについても改正すべきではないかというものです。そして、刑の時効についても公訴時効の廃止・延長に合わせる形で改正しました。

(4)まとめ

このような議論を経て平成22年2月8日、部会において委員による採決の上、前記諮問に対する結論を出し、同月24日に開催された法制審議会においてもこの結論が支持され、同審議会から千葉法務大臣に対して答申が行われました。これが今回の法改正につながったことは、皆様ご承知のとおりです。

この改正は、これまで被害者の前に立ちはだかってきた公訴時効という壁を崩す大きな一歩となったことは間違ひありません。しかし、時効廃止の対象犯罪の拡大など、被害者の立場から見れば今後の課題も残されています。また、今回の法改正の中で、これまで金科玉条のように言われてきた公訴時効の制度趣旨(存在理由)というものが、極めて脆弱なものであることも明らかになりました。

これまであすの会では、被害者参加、公訴時効の廃止・延長など被害者の立場からの働き掛けを行ってきましたが、今なお刑事手続きには被害者に冷淡な部分が多数あります。そこで、今後とも被害者の視点から刑事手続きを検証し、一歩ずつでも改善するよう努力していくことが必要だと言えるでしょう。

(以上、弁護士 河野 敬)

6.「公訴時効見直し」今後の課題

ご承知の通り、凶悪・重大事件の公訴時効を廃止する法律は、4月27日に可決成立しました。

法制審において、あすの会は殺人事件や重篤な後遺障害が残る傷害事件だけでなく、強姦などの性犯罪についても時効の廃止を強く求め、遡及適用も訴えました。しかし、法律では公訴時効が廃止される対象犯罪は、「人を殺した罪で法定刑の最高が死刑の罪」に限定され、殺人未遂罪、強姦致死罪や強制わいせつ致死罪は除外されました。

凶悪・重大事件に関する時効制度の改廃の趣旨、つまり立法の事実にはどのような背景があったと考えたらよいでしょうか。一つには、2004年に成立した「犯罪被害者等基本法」により、被害者の尊厳にふさわしい処遇が保障されたことが大きいと考えられます。そして二つ目として、足立区教諭殺害事件で最高裁判所により「時効完成後の民事の損害賠償事件で、特段の事情があるときは除斥期間の効果を否定する」という判決が出されたことがあります。三つ目は、多数回にわたり実施された法務省のヒヤリング結果により、国民の多くが凶悪事件の公訴時効の廃止を求めていることが確認されたことです。要するに「犯罪被害者等基本法」を受け、殺人など凶悪・重大事件においては事件の真相を明らかにして、刑事責任を追及する機会をより広く確保すべきであるというように、国民の意識のありようが変化したということです。

今回、時効廃止の対象犯罪から殺人未遂罪や強姦

致死罪、強制わいせつ致死罪は除外されました。しかし、このような凶悪犯罪において、時効期間が延長されたとはいえ結局は逃げ得を許す結果になることは、国民の正義感、倫理観に反することは明らかでしょう。廃止の対象犯罪が上記の犯罪に限定されたのは、少なくともこのような犯罪においては、従前から主張される時効制度の趣旨はどうい当てはまらないと国民が気づいたからだと言えます。他方、これ以外の犯罪には「時効制度の趣旨がそのまま当てはまる」と国民が考えているわけではないはずです。殺人未遂罪や強姦致死罪のような凶悪事件を犯した者に対する処罰の必要性と、この者が一定期間逃げ延びたという事実状態の尊重のどちらを重く見るかは議論の余地はないでしょう。また時間が経過しても犯罪の凶悪性に変わりがなく、当然のことながら社会の応報感情、処罰感情も時間の経過によって薄れるものではありません。国民が凶悪・重大と考える事件について、廃止対象犯罪とそれ以外の犯罪を線引きすることは困難です。殺人罪と殺人未遂罪や強姦致死罪を比べたとき、その凶悪さ・重大性において何ら違いはないからです。

公訴時効の対象犯罪を広げるには、新たに法律を作らなければなりません。今後、重要になってくるのは、多くの国民が殺人未遂罪でも強制わいせつ致死罪でも犯人の「逃げ得は許されない」と強く意識することでしょう。国民の意識をどのように醸成するかが今後の課題だと言えます。

現在、債権法の改正が議論されており、殺人などの不法行為による損害賠償債権の消滅時効(民法724条、3年)についても検討されております。

私が担当した「札幌西区信金職員殺人事件」(平成2年事件発生)では、刑事時効の完成(平成17年)後、平成19年に公示催告手続きを利用して民事の損害賠償請求訴訟を提起しました。事件直後に逃走した男が犯人であると認められることから提訴時に3年の損害賠償債権の民事時効が完成していないかが問題になります。さらに提訴が平成22年の除斥期間経過後であれば裁判所はどう判断したでしょうか。話は

変わりますが、不起訴裁定名が「時効完成」の場合は、記録の保存期間は1年と極めて短く、提訴を思い立った時にはすでに記録がなく加害性の立証ができなくなることが想定されます。このため保存期間の延長を早めに検察官に申し入れる必要があります。

刑事時効が廃止されても、民事の損害賠償債権の行使期間が短期に消滅しては意味がありません。殺人罪や強姦致死罪など人格的利益(生命、身体、名誉その他の人格的利益)の侵害に対する損害賠償債権については相当長期の時効期間(例えば30年位)にする必要性があります。(以上、弁護士 山田 廣)

公訴時効をめぐる被害者の置かれた実状

1. 公訴時効の完成を受けての無念な思い

幹事 林 良平

あすの会設立時から、長期未解決事件被害者の問題は分科会が設けられ、それに取り組んできました。結果として4月27日公訴時効の撤廃/延長が可決成立したことは大変喜ばしいことです。特に即日施行というあまり前例のないことで、その日に時効完成の事例のご遺族はどれほど救われた思いでしょう。このスピード施行は政府の善政だと評価します。それに引き替え、私の妻の事件は約3ヶ月前の今年1月24日の深夜に時効が完成しました。あの時の不合理に対する強い怒りと悔しさ、悲しみ、無念さは言い表せないほどでした。

可決成立後の報道にはいろいろと賛否両論が渦巻いていました。その中で、ある被害当事者は「公訴時効の撤廃/延長により被害者や家族には、よりつらい制度になる可能性がある。25年を超えてずっと遺族で居続けろというのは負担が大きい」「時効までに自分の人生を振り返って事件に区切りをつけ、悲しみから回復していくことも必要」と反対意見を述べていました。不思議というより理解不能です。時効が過ぎてしまった被害者は、遺族や被害者ではなくなるのでしょうか。「事件に区切りを付け悲しみから回復してゆく……」は「犯人を逮捕できなくなることが、1つの区切りになる、回復してゆくきっかけになる」という論法です。このふたつを帰納法で敷衍すれば「25年も遺族であることは、ものすごい負担だから一刻も早く被害者としての立場を棄てなさい」という結論に至るのではないでしょうか。私の妻には時効の完成通知書が届きました。「15年経ったから、被害者ではなくなったと理解をしなさい、事件を忘れなさい、ほら、負担がなくなったでしょう」と言っているのでしょうか。

妻は毎日、後遺症による痛みと戦い心身ともに苦しみ、家族は介護を続けねばなりません。時効成立の通知によってさらに、二次被害を突き付けられた気がしました。妻を襲った犯人は数年前またも法を犯しました。逮捕され指紋を探られ、その指紋が一致したのです。しかし時効制度で捜査ができないなりました。

時効とはいったい何のためにあるのか再考してもらいたいです。この犯人を逮捕してもらいたいです。

司法の裁きを受けさせたい。私は遺族ではありませんが、犯人が逃亡したままのご遺族のお気持ちちは私以上であると推察します。この反対論が被害者や社会に受け入れられるとは全く思えません。

私自身は、「時効の撤廃は安全な街づくり、安全な国づくりの第一歩」と思っています。なぜなら、交通事故は厳罰でないぶん減少しましたから、これと同じように殺人事件もこの法律で減少すると確信しているのです。

今回の法律は「人を殺した罪」で「死刑相当」が対象であり未遂事件は対象外だったことは残念ですが、今後の見直しに期待します。

2. 公訴時効が廃止されての思い

幹事 内村和代

事件が起きてから13年が経ち、あと2年もすれば犯人は無罪放免。自ら犯した罪を償うこともなく、追われることもなく、堂々と社会生活を送れるようになる……。公訴時効の廃止が決まったのは、まさにそんな時でした。

1997年(平成9年)2月、千葉市内の自宅で、定年まであとわずかの高校教諭だった夫は強盗に遭い殺されました。事件発生後、毎月1回、捜査状況を知るために管轄署を訪ねています。ずっと付き添ってくれている夫の友人、そして私の友人には感謝の言葉もありません。けれども一向に手がかりは見つかりません。物的な証拠も乏しく、犯人に結びつく目撃情報も少ない中、過ぎていく日々はとてもつらいものです。一人暮らしになり、犯人が近くにいるかもしれないという思いから自然の音にも恐怖を感じ、長年住み続けた家から2002年8月に転居しました。夫が苦労して購入した土地家屋は殺人現場だったということでお通の2分の1という価格でした。

あすの会に入ってから、東京、浦和、小田原、横浜、千葉の裁判所で同じ犯罪被害者として傍聴を続けました。傍聴するたびに、自分の裁判に参加できないという悔しい思いが募りました。そして、それまで遠いことに思えた時効という壁が、刻一刻と迫ってくるにつれて、果たして犯人は捕まるのだろうかという不安が増していました。

犯人につながる情報提供を依頼するためにビラ配りをした回数は13回に上ります。公的懸賞金の制度ができたときには、その第一回の案件として取り上げてもいただきました(前後には個人的に懸賞金もかけています)。警察は捜査のために本当によく動いてくださり感謝しています。しかしこのまま犯人がつかまらなければ、時効という制度がある限り、すべては無に帰してしまう。そのことが心に重くのしかかっていたのです。そして今年の4月27日、公訴時効がついに廃止されました。この日をどんなに待ち望んだことか、とっても言葉では言い尽くせません。どんなに時間がたとうと、犯人が犯した罪は消えるわけではなく、遺族の苦しみは一生続くのです。罪の償いは絶対にしてもらわなければなりません。逃げ得は許さない制度ができたわけですから、犯人には自首をしてほしい。たとえ自首しなくとも、今後は、これまで以上に警察とともに犯人を追いつめていき、犯人が捕まるまで家族とともに頑張りたいと思っています。

活動報告 2009年11月～2010年5月

2009年11月

- 2日 松村副代表幹事は第1回内閣府「平成21年度 犯罪被害類型別継続調査」企画分析会議に出席した。
- 5日 岡村代表幹事は奈良地方検察庁より依頼を受けた被害者参加制度を中心とした講演をした。
- 同日 松尾幹事が福岡県/市町村犯罪被害者等支援担当職員研修会に於いて被害者遺族の立場から田川市総合庁舎で講演をした。
- 10日 廣瀬会員が福岡県/市町村犯罪被害者等支援担当職員研修会に於いて被害者遺族の立場から久留米市総合庁舎において講演した。
- 12日 二宮会員が福岡県/市町村犯罪被害者等支援担当職員研修会に於いて福岡市吉塚合同庁舎にて被害者遺族の立場から講演した。
- 13日 宮園幹事が練馬区光が丘第二中学校の依頼を受け「大切なのち」と題して中学2年生を対象に講演した。
- 同日 岡本会員が宮崎県人権同和対策課からの依頼で宮崎県犯罪被害者施策担当職員研修会にて職員100人に向けて講演をした。
- 16日 第1回法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会が開かれた。
- 17日 岡本会員が福岡県/市町村犯罪被害者等支援担当職員研修会に於いて北九州市ウエルとばにて被害者の立場から講演した。
- 18日 松村副代表幹事が群馬県中部教育事務所からの依頼を受けて講演をした。
- 19日 松村副代表幹事、内村幹事、田村会計監査が参議院法務委員会を傍聴した。森まさこ議員が千葉景子法務大臣に対し、公訴時効について質問された。
- 25日 岡村代表幹事、高橋(正)幹事が第2回法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会に出席した。
- 同日 岡本会員が犯罪被害者週間国民のつどい奈良大会にて犯罪被害者の置かれた現状について講演した。林幹事とともにパネリストも務めた。
- 27日 松村副代表幹事が山形県警被害者支援室の依頼を受けて講演をした。
- 同日 宮園幹事と鈴木(ハ)会員が中野区犯罪被害者週間行事にて被害者の声として講演した。
- 28日 大阪市茨木市にて岡本会員が講演し、関西集会

会員有志が人形劇公演をした。

- 30日 岡本会員が犯罪被害者週間国民のつどい神奈川大会にて犯罪被害者の立場について講演した。
- 同日 公訴時効に関するアンケートを会員に発送した。

2009年12月

- 9日 岡村代表幹事、高橋(正)幹事が第3回法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会に出席した。
- 17日 松村副代表幹事/高橋(正)幹事が第7回基本計画推進専門委員会議に出席した。犯罪被害者等基本計画の推進状況について議論した。
- 20日 会員より回答のあった公訴時効アンケートの集計をした。
- 21日 岡村代表幹事、河野弁護士、高橋(正)幹事が第4回法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会に出席した。
- 同日 松尾幹事が福岡人権啓発センターの依頼で、春日市にて「犯罪被害者の人権について」のシンポジウムで講演した。

2010年1月

- 12日 創立10周年記念大会について記者発表した。
- 18日 松村副代表幹事が第2回内閣府「平成21年度 犯罪被害類型別継続調査」企画分析会議に出席した。
- 20日 岡村代表幹事、河野弁護士、高橋(正)幹事が第5回法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会に出席した。
- 23日 創立10周年記念大会(於:日比谷三井ビル/ニュースレター第37号にて報告済み)
- 26日 林(友平)会員が宮川医療少年院より依頼を受け「被害者の視点をとり入れた教育」の一貫として在院少年90人を対象に被害者の立場から話をした。
- 28日 岡村代表幹事、河野弁護士、高橋(正)幹事が第6回法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会に出席した。

2010年2月

- 1日 松尾幹事と廣瀬会員は福岡高等検察庁より依頼され、高検/地検の検事、事務官、職員60名に向け、「特定事項の秘匿制度/被害者参加制度/裁判員裁判」についての講演をした。
- 2日 岡本会員が内閣府より依頼を受けて「地域における

- る犯罪被害者等支援のためのセミナー(静岡)」にて被害者の置かれた状況を話した。
- 4日 岡村代表幹事、河野弁護士、高橋(正)幹事が第7回法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会に出席した。
- 同日 松村副代表幹事は第3回内閣府「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」企画分析会議に出席した。
- 5日 渡辺幹事が神奈川県安全防災局 安全安心まちづくり推進課より依頼を受け「犯罪被害者等支援に関する職員研修」にて講師を務めた。
- 7日 内村幹事は千葉駅前にて情報提供を求めるチラシを配布した。
- 8日 岡村代表幹事、河野弁護士、高橋(正)幹事が第8回法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会に出席した。
- 同日 法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会は殺人罪の公訴時効を廃止し、傷害致死罪など殺人以外で人を死亡させた罪の時効期間延長する要綱骨子案を決定した。あすの会では、「総会で承認され一日も早く法制度の整備がなされることを期待する」とコメントを発表した。
- 9日 林幹事は網走刑務所より依頼を受け、受刑者対象に講演をした。
- 14日 寺田会員は市営地下鉄妙法寺駅前で情報提供を求めるチラシを配布した。
- 同日 後藤会員は多摩信用金庫府中支店周辺で情報提供を求めるチラシを配布した。
- 15日 内閣府犯罪被害者等施策推進室の太田裕之室長があすの会事務所を訪問された。
- 17日 松村副代表幹事は第4回内閣府「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」企画分析会議に出席した。
- 23日 高橋(正)幹事、内村幹事は自民党政務調査会法務部会へ出席し時効廃止/時効期間の延長についてヒアリングを受けた。
- 同日 松村副代表幹事、大澤弁護士が第1回基本計画策定/推進専門委員等会議に出席した。
- 24日 公訴時効見直しの法制審議会答申に当たって司法記者クラブにて記者会見を開いた。
- 25日 坂口会員が豊ヶ岡学園(少年院)より依頼を受け「被害者の視点をとり入れた教育」の一貫として在園少年40人及び職員を対象に、被害者の心情を話した。
- 2010年3月**
- 1日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、宮園/内村幹事、後藤会員、河野弁護士が福島瑞穂犯罪被害
- 者担当大臣を訪問し公訴時効見直しについて要望書を提出した。
- 5日 岡村代表幹事は自民党谷垣総裁と面会し、犯罪被害者の経済的な補償について説明し犯罪被害者に対する補償を外国並みにする必要があることを訴えた。
- 10日 松村副代表幹事は第5回内閣府「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」企画分析会議に出席した。
- 12日 松村副代表幹事、高橋(正)幹事が大阪被害者支援アドボカシーセンターより依頼を受け2009年度被害者支援セミナーで講演した。
- 同日 政府は殺人など凶悪重大事件の公訴時効を見直す刑事訴訟法改正案を閣議決定した。
- 15日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、内村幹事、後藤/扇山会員、松畑/米田弁護士が加藤法務副大臣を訪問し、公訴時効制度に関するお礼と補償制度に関してマニフェストへの掲載をお願いをした。
- 17日 松村副代表幹事、高橋(正)幹事、後藤/扇山会員、米田弁護士が森英介元法務大臣に面会し公訴時効の撤廃/延長への協力にお礼を述べた。また犯罪被害者の経済的な補償について理解を求めた。
- 18日 松村副代表幹事、高橋(正)幹事、後藤弁護士、米田弁護士はみんなの党渡辺喜美代表を訪問し、犯罪被害者の経済的な補償について説明しマニフェストへの掲載をお願いした。
- 24日 松村副代表幹事が第2回基本計画策定/推進専門委員等会議に出席した。
- 25日 岡村代表幹事は公訴時効の廃止、補償制度の創設について公明党のヒアリングを受けた。補償制度に関してはマニフェストへの記載をお願いした。白井/松村副代表幹事、高橋(正)/林/内村幹事、松畑弁護士が随行した。
- 同日 日弁連事務総長より第10回大会決議について照会状が届いた。(3/18付)
- 26日 日弁連会長からの質問は受ける旨の返信をした。

2010年4月

- 7日 日弁連会長より第10回大会決議について照会状が届いた。(3/31付)
- 8日 岡村代表幹事は第174回国会/参議院法務委員会に参考人として出席し凶悪犯罪に関する公訴時効の撤廃/延長について意見を述べた。松村副代表幹事、高橋(正)/内村幹事、後藤弁護士、松畑弁護士が随行した。
- 14日 参院本会議は殺人罪などの公訴時効の撤廃を盛

り込んだ刑事訴訟法の改正案を与党と自民/公明両党などの賛成多数で可決した。

同日 日弁連会長へ岡村代表幹事より照会に関する質問を送付した。

15日 関西集会は一般の方からの犯罪被害に関する相談会を開催した。

18日 関西集会は被害者補償問題に関するビラを神戸三ノ宮センターにて配布した。

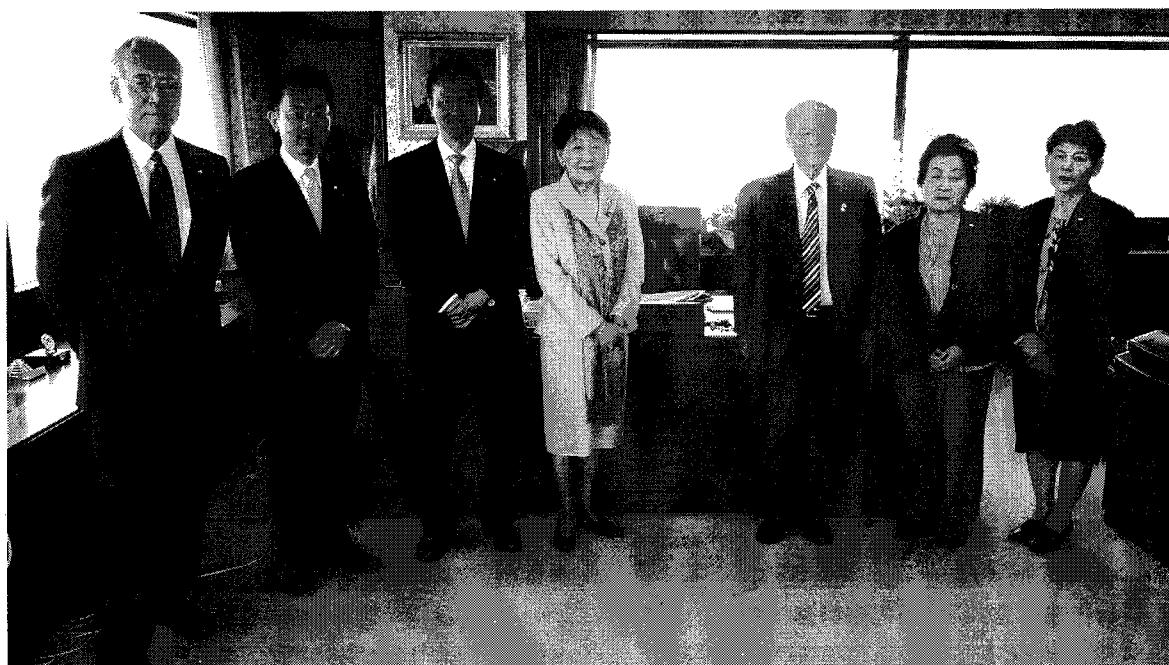
22日 松村副代表幹事が第3回基本計画策定/推進専門委員等会議に出席した。犯罪被害者のための新しい補償制度について提案した。高橋(正)幹事が随行した。

27日 殺人罪などの公訴時効の廃止、延長を柱とする改正刑事訴訟法が衆院本会議で与党と自民、公明両党などの賛成で成立した。岡村代表幹事はじめ会員が衆議院法務委員会/本会議を傍聴し、その後司法記者クラブにて記者会見を開いた。「強姦などの性被害及び重篤な後遺障害を伴う傷害についても、公訴時効の廃止の対象とするよう要望していたところ、それが容れられなかったことは残念ではあるが、凶悪犯罪について時効が廃止・延長

され、かつ遅及的に適用されたことは、犯罪被害者の多年にわたる悲願であり、心から歓迎するものである」とコメントを発表した。

2010年5月

- 10日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、内村幹事、高橋(正)幹事は公訴時効の廃止/延長を柱とする改正刑事訴訟法成立のお礼に協力してくださった議員の方々を訪問した。
- 12日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、内村幹事、後藤会員は、千葉景子法務大臣、加藤公一法務副大臣に公訴時効の廃止/延長を柱とする改正刑事訴訟法成立のお礼に伺った。
- 20日 日弁連会長より14日付け質問への回答を差し控えるとの回答が届いた。(5/18付)
- 25日 松村副代表幹事が第4回基本計画策定/推進専門委員等会議に出席した。高橋(正)幹事が随行した。
- 26日 日弁連会長へ岡村代表幹事より再度質問を送付した。



5月12日、改正刑事訴訟法成立のお礼のため、千葉景子法務大臣、加藤公一法務副大臣を訪問しました。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告 第88回(平成21年11月)～第92回(平成22年5月)

第88回 平成21年11月8日(日)

当会設立10周年記念大会のプログラムを決定した。テーマは「あすの会の10年の歩みと今後の課題」。現法務大臣または副大臣の来賓挨拶、石原都知事の来賓挨拶、当会10年の歩みのDVD上映、人形劇「悲しみのはてに」の上演、シンポジウムとして「被害者参加制度の課題」を行う。懇親会は、ニュートーキョーで行う。各役割を決定した。

「犯罪被害者基金」についてネットワークの酒井弁護士が説明された。この基金が、犯罪被害者団体の活動費に使われるとの説明があり、当会とはなじまないので、基金活動には参加しないことになった。時効に関する法制審議会が開かれ、岡村代表幹事が委員として参加することが報告された。会員に対して時効に関するアンケートを実施することにした。岡村代表がNHK「たった一人の反乱」でとりあげられ、12月15日放映の予定。

第89回 平成22年1月10日(日)

在京幹事により開催された。10周年記念大会の最終確認を行った。シンポジウムは「犯罪被害者の経済的補償問題」にすることにした。2人の被害者がパネリストとして参加。決議文は1. 被害者主体の公訴参加の推進、2. 公訴時効の廃止、3. 被害者補償制度の3点とする。

公訴時効に関するアンケート集計結果が報告された。DVDの完成段取りが確認された。

第90回 平成22年2月21日(日)

岡村代表より、10周年記念大会は、好評であり、幹事／会員の協力に謝意を表された。また代表より、2月8日に法制審議会で、罪種による公訴時効の廃止・延長、及び遡及が決定したと

の報告があった。残る当会の目標は、経済的被害回復制度の創設であることが確認された。犯罪被害者等基本計画の評価と見直し、そのスケジュールに関し報告、説明があった。平成21年度犯罪被害者類型別継続調査の結果として、経済的補償制度の充実を要求している被害者が多いことが報告された。

第91回 平成22年4月11日(日)

公訴時効廃止・延長の刑事訴訟法改正案は参議院先議で、その後衆議院可決され、連休前後に施行される予定である。

日弁連から、当会の大会決議の被害者参加の推進につき、質問状がきた。その応答につき議論された。日弁連と当会のやりとりはすべて当会ホームページ上で公開されている。

「新あすに生きる」「一瀉千里」を編集中であるが、5月末までに発行することが確認された。

午後からは、顧問弁護団と合同で、今月の基本計画見直し専門委員等会議で議論される「新たな被害者補償制度の創設について」討議された。

第92回 平成22年5月16日(日)

岡村代表より、公訴時効廃止・延長の刑事訴訟法改正案が4月27日衆議院で可決され、即日公布された経緯が話された。同日時効を迎える事件があり、その被害者のためにも特例で法務省が行動したことであった。

被害者等基本計画の見直し案件について討議され平成21年度犯罪被害類型別継続調査の結果が報告された。入会希望4件のうち2件が承認された。各地集会報告がされた。

幹事会後、引き続き弁護団会議開かれ、合同で経済的補償制度創設を国民への呼びかけるビラの検討をした。

関東集会報告 第88回(平成21年11月)～第92回(平成22年5月)

第88回 平成21年11月21日(土)出席者17名(会員13名)

1月23日開催予定のあすの会10周年記念大会について、概要が説明されました。2000年1月にあすの会が発足して以来、この10年間の活動を振り返る予定です。悲願の犯罪被害者等基本法が成立、被害者参加、損害賠償命令など多くの成果がありました。今後の課題は「公訴時効の廃止/延長」と「被害者補償問題」とのことです。

時効については法制審議会(公訴時効関係)部会について、補償問題では、犯罪に遭い、経済的に困窮されている方々が被害に遭う前と同じような生活が営めるような制度の提案などを説明いただきました。

犯罪被害者週間に開かれる内閣府主催「国民の集い」神

奈川大会では会員の岡本真寿美さんが、犯罪被害者の置かれた立場について講演というされるとのお知らせがされました。多くの人々が参加し、被害者の現状を知り、個人の尊厳を確保する制度とは何かを考えるよい機会だと思います。

第89回 平成21年12月19日(土)出席者20名(会員18名)

来月1月23日実施されるあすの会第10回記念大会についての細部についての打ち合わせではじまりました。10年間の道のりを発表するということで、参加者全員の準備段階での意見等盛り上がりを感じました。

岡村代表の参加なさっている法制審の審議内容についての報告があり、公訴時効の法案成立についての進捗状況報

告がありました。

第90回 平成22年2月17日(土)出席者12名(会員11名)

会員の近況報告、10周年記念大会の感想・反省点等が話されました。関西集会有志による人形劇「悲しみの果てには、犯罪被害者の気持ちと置かれている現状がよく表現されないと好評でした。上映された「あすの会10年の歩み」は、会の活動が簡潔にまとめられていて、会の歩んできた道がわかりやすかったと感想が述べられました。犯罪被害に遭ってつらい中、10年間でたくさんの成果をあげられた皆さんの力と弁護団の先生方の多大な協力に感慨深く思いました。「経済的被害回復制度」の基調報告は、事件の経緯、今なおトラウマに悩まされる日常生活、後遺症の治療費、生活費のやりくりなど、被害者の苦悩を平常な気持ちで聞いてはいられなかつとの感想が出ました。今後は「3つの大会決議」の実現に向けて運動をしていくことを改めて確認しました。(1月の関東集会は、1月23日に「あすの会10周年記念大会」が開催されましたので休会でした)。

第91回 平成22年4月24日(土)出席者20名(会員17名)

公訴時効廃止の国会議決が間近にせまりました。4月集会ではその公訴時効制度廃止の詳しい経緯が高橋弁護士より

報告されました。次にあすの会が取り組む経済的補償問題の内容について資料をもとにみんなで理解を深めました。私達犯罪被害者をとりまく現状は、まだまだ整備されていないことがあり、あすの会としても考えなければいけない難問題に取り組んでいかなければならないことを確認しました。

第92回 平成22年5月15日(土)出席者18名(会員16名)

私たちの願いだった公訴時効の廃止・延長法案が4月27日に成立し、即施行となったことを全員で喜び合いました。未解決の会員からは、お札の言葉とともに「逃げ得は絶対に許さない!」との強い決意が述べられました(出席者全員が同じ気持ちでした)。

会員近況報告では、民事裁判をした人、継続中の人、提訴を考えている人から、活発な意見が出されました。法律に関しては高橋弁護士に説明していただき、大変勉強になりました。「損害賠償の判決は10年で効力を失う」。こんなことは初耳でした。でも大丈夫です。打つ手はありますから安心して下さい。

また、千葉県成田市では、今年度から犯罪被害者に一時金を支払う制度がスタートし、会員が第1号で受け取ったそうです。もっと広がるとよいですね。

次の私たちの目標は、新たな犯罪被害者の補償制度の創設です。皆で力を合わせて頑張りましょう。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時:6月19日(土)14:00~16:50 場所:事務局までお問い合わせください。会費:500円

関西集会報告 第100回(平成21年11月)~第106回(平成22年5月)

第100回 平成21年11月1日(日)出席者42名(会員21名)

関西集会100回目の開催ということで、会員全員でこれまでの長く険しい道のりを振り返り、また多くの人々に支えられてここまでやってこられたことを深く感謝しました。続いて、林幹事より(財)犯罪被害救援基金の過去の被害者への支援事業が始まっていることの説明がありました。また支援ネットワークによるオレンジ募金と基金構想についての内容説明がありましたが、会員より疑問点や問題点があることが指摘され、反対が決議されました。

大阪地方検察庁公判副部長検事において頂き、被害者参加制度を利用した裁判の現状を報告して頂きました。会員からも多くの質問があり、答えられる範囲内で回答を頂きました。被害者側からの希望も伝え、有意義な講演でした。その様子は、翌日夕方朝日放送のニュースの中であすの会の活動の歩みとして放映されました。最後に会場を移して100回記念パーティーを開きました。多くのマスコミの方々も出席し、会員同士の絆が深まるなごやかなパーティーでした。

第101回 平成21年12月6日(日)出席者22名(会員16名)

11月関西集会、100回記念を終えて新たな気持ちで101回目を迎きました。林幹事から幹事会報告があり、「犯罪被害救援基金申請書」の説明がありました。今回は(1)犯罪被害者等基本計画に基づく国の施策に関し理解を深める(2)過去の被害者への支援のあり方を考える(3)「犯罪被害者救援基金」と全国被害者支援ネットワークが推進する「全国被害者支援基金」の違いおよび必要性等を過去の被害者のメリットから検討する、の3点を話し合いました。

第102回 平成22年1月10日(日)出席者26名(会員18名)

創立10周年記念大会について再確認後、今後は関西集会として運営委員を選出し、渉外担当や議事に関する内容や問題提起等を行っていくことになりました。任期は一年とし、再選、新たな方についてはそのつど検討することと決まりました。メンバーについては、林幹事、伊藤氏、林(友平)氏、坂井氏、寺田氏の5名の方で行っています。また、被害者への経済的支援のあり方について、種々、他団体とのことも含め意見交換がありました。

公訴時効制度について、法務省のパブリックコメント等の周

知徹底を強く幹事より訴えられました。

第103回 平成22年2月7日(日)出席者22名(会員15名)

未解決事件の犯人逮捕にむけて、ピラ配布活動が行われることになりました。関西集会のメンバーの多くが寺田氏の応援に参加する話がありました。

公訴時効廃止/延長について説明、刑務所内での改革、再犯防止対策(就労、監視)、未解決事件の人への支援、39条での経済苦からの救済、満期出所者の出所後のチェック等を話し合いました。特に経済面では、損害賠償命令の後、被害者に賠償金が確実に入るようなシステムを作る、時効の被害者も同様に国の補償を、生活再建は賠償の政府による立て替えなど今後はさらに被害者回復休暇制度の導入が必要ではないか、などいろいろな意見が出ました。

第104回 平成22年3月7日(日)出席者21名(会員14名)

1月23日の創立10周年大会での決議について3月1日、岡村代表が福島みづほ犯罪被害者担当大臣に面会要望書を提出、千葉法務大臣にも要望したことが報告されました。時効問題が国会審議の大詰めに入っているので、関西集会として会員の声を反映するための意見の集約をしました。

経済的支援を実施すると300億円以上の予算が必要であり、新しい補償制度の創設には、各党のマニフェストに反映させていただく必要があります。そのための行動を起こすことが議論されました。

3月13日に「リバティー大阪」のホールが確保されているので何らかの催しを行ったらどうかという提案が出されました。

経済的支援でメディアの協力を得るために難波高島屋前で宣伝行動をすることが決められました。犯罪被害者等講師リストに登録することが提案され、何人かが登録しました。関西集会の今年の活動についての会員の要望がまとめられました。(1月10日聴取したもの)

第105回 平成22年4月4日(日)出席者20名(会員10名)

「大阪人権博物館2階会議室」という初めての場所で行いました。ここでは、来年3月のリニューアルの際、「犯罪被害者の人権」をテーマにした展示会場で、あすの会の活動の軌跡も展示予定です。

集会では、時効と補償問題の2つをテーマに話し合いをしました。特に、被害者補償の問題で今井会員に障害を抱えた被害者の実態を報告していただき、解決法を皆で考えました。このような被害者はもっと多いいるだろうということで、4月15日、21日関西集会による相談受付を行うことを決めました。

4月18日には、補償の実態のない被害者に光が当たる制度が必要なことを、神戸の三宮センターにてピラ配布等で訴えることも決めました(これらのことは関西圏のマスコミは積極的に報道してくださいました。当日は、白井弁護士、高橋弁護士、中村弁護士、池田弁護士、米田弁護士、川本弁護士が応援に駆けつけくださいました。有り難うございました。心より感謝いたします)。

第106回 平成22年5月1日(日)出席者17名(会員12名)

4月27日に時効廃止が成立し、即日施行されたことを出席者全員で喜びました。次に林幹事が、あすの会の推進する新しい経済補償制度について生活保障型のまったく新しい被害者補償制度の案と現行制度との対比を資料に基づき説明しました。また、過去に被害を受け、現在経済的困難に陥っている被害者への相談受付を4月15日、4月21日に行いましたが、それぞれ1名ずつ相談があり詳しい話を聞くことができたとの報告がありました。

今回、大阪府の政策企画部青少年地域安全室治安対策課の担当者が来られ、事業目的(H22年度犯罪被害者等支援事業)の説明がありました。

1) 犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰支援

2) 犯罪被害者等を支える社会づくり

上記について補足説明があり今年度事業計画が多数あり、あすの会関西集会に協力依頼がありました。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時・場所: 7月開催分につきましては未定です。

九州集会報告 第42回(平成21年11月)~第45回(平成22年5月)

第42回 平成21年11月22日(日)出席者11名(会員6名)

九州集会の今後について、集会参加者の減少と集会のあり方、目標などについて話し合いました。福岡県、市長村の犯罪被害者支援担当職員の研修会(4会場)で講演した会員の意見感想を話し合い、県より、研修会出席者のアンケート結果の報告を受けました。

時効問題では、時効が成立すると被害者は絶望感に陥る、

捜査打切りで容疑者らしき者が判明しても時効により、捜査されなかった事例など逃げ得は許せない、加害者への圧力など、参加会員は時効廃止を求めました。

裁判員裁判と被害者参加の裁判を傍聴した会員より、自分の事件時に比べ裁判状況の変化、検察官の態度や言動の変化について感想を述べました。

第43回 平成22年1月31日(日)出席者7名(会員4名)

10周年記念大会の報告と大会決議(案)の説明報告がありました。第2決議(案)の公訴時効廃止と延長が、今国会で成立されることを切に願います。九州集会に会員参加が少ない原因などについて、各会員の意見・事情など、文書にて尋ねる案も出され、検討して対処することにしました。

会員の近況報告より、自分の事件と似た事件の裁判員裁判を傍聴して、量刑に過去の刑より重い判決が下り、市民感覚が反映された裁判だったこと、以前の裁判に比べ丁寧で分かりやすい裁判になったと報告されました。

あすの会10周年記念大会に参加した福岡高検被害者支援対策室の方より「講演や被害者の話を聞き、大変勉強になった、今後の支援対策に活かしたいとのこと。人形劇も解りやすく、被害者の状況がよくわかった。また、人形劇が有志の会員で演じられていることに感銘を受けた」と報告がありました。

第44回 平成22年3月28日(日)出席者6名(会員3名)

公訴時効廃止/延長、犯罪被害者等基本計画見直し、経済的被害回復制度の創設を求める決議に関する幹事会の報告をしました。

医療観察法について、観察法とは何か、精神保健福祉法との違い、鑑定入院と措置入院の医療面処遇の相違、殺人事件の検挙者に占める精神障害者の比率、罪名と心神喪失・心神耗弱の関連など、資料・データにより勉強しましたが、被害者のことは全く除外されており、対象者が退院後に、正式な裁判が行われることを切望します。

不起訴処分となった重大事件の情報開示について話し合いました。現在の司法では不起訴記録の開示は被害者が求めて

もほとんど認められていません。起訴され公判となれば裁判にて事件の真相、状況等知ることができますが、不起訴の場合は民事訴訟等の権利行使で必要と認められないことができません。高等検察庁と地方更生保護委員会に訊ねましたが、現法の下では確定する答を得られませんでした。精神障害者の犯罪の場合も、加害者の名誉、プライバシーの侵害のため精神鑑定の記録も知ることができません。加害者の保護や、人権は重んじるが、被害者の名誉や知る権利は無視されています。

司法関係者は、記録や情報が開示されないため、被害者等は事件の真相を知らされない事実を考えいただき、不起訴事件でも被害者が望めば必要な範囲でできる限り、記録や情報の開示を求めます。

第45回 平成22年5月23日(日)出席者9名(会員4名)

幹事会報告より、基本計画見直しの補償制度について、犯給法の問題点と、新しい被害者補償制度(案)の要綱について説明しました。次回集会で制度についての意見等を議論します。

公訴時効廃止が成立、即日施行となり、現在進行中の時効にも適用され、未解決事件が1件でも多く解決され、加害者が判明されることを願うとともに、逃げ得が出来なくなった犯人が自ら名乗り出ることを望みます。時効によって絶望していた被害者や遺族の悔しさ、苦悩が少しでも拭えるように。また時効進行中の被害者遺族の方より感謝のメッセージも寄せられました。

九州集会について、諸々の事情により、参加できない会員を含め九州在住の会員に、集会に対する意見や要望、苦情などを述べていただく依頼書面を送付しました。次の集会で寄せられた意見をもとに集会方針の参考にします。

九州集会 次回以降のお知らせ

日時: 7月25日(日) 13:00~17:00 場所: 農民会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL. 092-761-6560 会費: 500円

弁護団会議 第62回(平成21年11月)~第71回(平成22年5月)

第62回 平成21年11月11日(水)

11月16日開始の法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会に関して討議しました。

第63回 平成21年12月7日(月)

法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会で議論している公訴時効見直しについて討議しました。

第64回 平成21年12月18日(金)

公訴時効に関して会員より回答を得たアンケート集計と

討議をしました。

第65回 平成22年1月8日(金)

公訴時効に関して/犯給法拡大にとどまらない新たな被害者補償法の制定について討議しました。

第66回 平成22年1月16日(土)

犯罪被害者に対する保険給付制度の創設に関する問題点について討議しました。

第67回 平成22年2月22日(月)

年金など継続的な補償の制度について討議しました。

第68回 平成22年3月9日(火)

第69回 平成22年3月29日(月)

公訴時効／被害者補償制度について討議しました。

第70回 平成22年4月11日(日)

新たな被害者補償として、一時金の他現物給付、補償

第71回 平成22年5月16日(日)

引き続き被害者補償制度について検討しました。補償制度の創設について国民の理解を求めて、街頭署名活動を展開することが提案されました。

あすの会の活動が 教科書に取り上げられました

本年度の高校の公民科用教科書「高校生の新現代社会－共に生きる社会をめざして－」(帝国書院)で、あすの会の活動が紹介されました。取り上げられているのは「第3章 現代の民主政治と民主社会の倫理 第2節 国民主権と政治参加」の中です。司法の役割と責任について述べられた項の「現代を見る」というコラムで、あすの会の設立から、該当署名活動、犯罪被害者等基本法の成立、被害者参加制度や損害賠償命令制度について触れられています。



「高校生の新現代社会」帝国書院

現代を見る

犯罪被害者の権利確立へ向けて

被疑者や被告人だけでなく、犯罪被害者やその家族の人権も尊重すべきだととの声が高まり、2000年「全国犯罪被害者の会（あすの会）」が設立され、02年12月から全国50か所にも及ぶ街頭署名活動が行われました。その結果、04年には被害者の権利を重んじる犯罪被害者等基本法が成立。07年には、刑事裁判で、被害者が検察官の近くに座り、被告人に直接質問し、求刑する被害者参加制度と、刑事の裁判官が民事の損害賠償をも命じる制度がつくられ、被害者のための刑事司法が実現しました。



④ 街頭署名活動のようす(2003年)と被害者参加制度を報ずる新聞

報道おぼえがき — 平成21年(2009年)11月～平成22年(2010年4月)

2009年 11月	9日 東京地裁【裁判員裁判】、東京駅突き落とし事件、被告の男の責任能力を認め、懲役9年の判決
	10日 07年イギリス人講師殺害事件の市橋容疑者を事件から2年7か月ぶりに逮捕
	13日 法務省・犯罪白書、検挙者の42%が再犯、12年連続で増加
	24日 東京・武蔵村山市、道にロープ張りハイクを転倒させ、女性会社員を負傷させたとして米兵の子供4人を殺人未遂容疑で逮捕
	26日 静岡地裁支部【裁判員裁判】、韓国人鑑定士強盗致死事件で、64歳の男に懲役24年の判決
12月	1日 東京・府中市、08年8月の「病死」女性は、実は暴行死。46歳同居男を再逮捕
	同日 最高裁・地下鉄サリン事件の豊田被告、広瀬被告の判決訂正申し立てを棄却、死刑確定
	2日 千葉県警行徳署：イギリス人女性殺人事件の市橋容疑者を、殺人・強姦致死容疑で再逮捕
	10日 警察庁、「公費懸賞金制度」の対象に、愛知親子殺傷事件を新たに追加。世田谷一家殺害事件などは期間延長
	同日 最高裁・オウム真理教元幹部井上被告の上告を棄却、死刑確定
	14日 最高裁：67年の布川事件の再審決定、東京高裁の「自白疑問」を支持
	15日 最高裁：04年奈良女兒誘拐殺人事件、小林死刑囚の特別抗告を棄却
	16日 東京地裁、08年フィリピン2女性殺害事件で、50歳被告の男に無期懲役判決
	17日 最高裁：02年の大分夫婦殺傷事件で、中国籍元留学生の死刑を求めた検察の上告を棄却。被告の無期懲役が確定
	18日 水戸地裁、08年土浦連続殺傷事件の金川被告に、死刑判決。判決では、更生の可能性について、「浅はかな信念に執着し、乏しい」と否定（被告は控訴取り下げ、死刑確定）
	22日 法制審議会：「一部執行猶予制度」と保護観察対象者に社会貢献活動を命じる制度に関して、要綱をまとめる
	31日 死刑執行09年は7人、08年の15人から半減。長期受刑者は10年間で倍増
2010年 1月	5日 読売新聞調査：被害者参加制度が適用された裁判員裁判、厳罰化は見られず。懲役年数の割合は求刑の8割程度
	12日 最高裁：オウム真理教元幹部の井上嘉浩被告の判決訂正申し立てを棄却。死刑が確定
	19日 最高裁：オウム真理教元幹部の新実智光被告の上告を棄却（2月16日に判決訂正申し立ても棄却、死刑が確定）
	20日 95年大阪西成殺人未遂事件の時効が迫る中、被害者夫が時効撤廃の訴え。「逃げ得許すな」
	21日 警察庁：検視体制など死因究明制度を強化するための研究会発足を発表。「現状では犯罪死を見逃しかねない」
	22日 被害者支援を専門に行っている弁護士19人が「犯罪被害者支援弁護士フォーラム」を立ち上げ
	23日 全国犯罪被害者の会（あすの会）が10周年大会で、被害者への経済的補償や公訴時効撤廃を求める決議
2月	5日 06年の福岡市飲酒事故で、死亡した児童らの親が損害賠償を提訴。被害弁償は未だ行われておらず確定死刑囚が107人まで増加。千葉法相の就任以来死刑は未執行
	7日 法制審議会部会：殺人時効撤廃案を決定、要綱骨子案まとまる
	8日 千葉・松戸市、千葉大生殺害事件で、豊山辰美被告を強盗殺人などの容疑で逮捕
	17日 徳島地裁【裁判員裁判】、女性4人への強姦致傷などに問われた25歳男に対し、懲役10年の判決。裁判長は「これまでの性犯罪の量刑は軽すぎた。見直しの必要あり」と言及
	18日 法制審議会：凶悪事件の公訴時効見直し案を盛り込んだ要綱骨子を法相に答申
	同日 法制審議会：受刑者の「刑の一部執行猶予制度」と保護観察対象者の「社会貢献活動制度」を法相に答申。法務省は、更生保護法や刑法改正案の作成に入る
	同日 茨城県警、女性遺体を誤って「病死」と検視、解剖で「殺人」と判明。解剖医不足も社会的問題

3月	10日	東京地裁【裁判員裁判】、裁判員制度で初の「心神喪失」無罪主張の裁判、放火容疑の27歳被告の完全責任能力を認定し有罪判決
	同日	東京地裁【裁判員裁判】、09年女子高校生強姦事件で、検察は性被害者のプライバシー保護のため犯行状況黙認求める(12日 被告に懲役6年の実刑判決)
	12日	殺人時効廃止を盛り込んだ刑事訴訟法改正案を閣議決定、国会に上程。施行日は「公布の日」
	13日	政府:「犯罪被害者給付金」の対象拡大を検討、養父母失った子も対象に。「次期基本計画」への盛り込みを目指す
	16日	法務省調査:出所受刑者のうち、被害者に謝罪していない加害者の約4割が「するつもりはない」など謝罪に消極的。「被害者に対する謝罪意識が生まれた」と回答した加害者は1割にとどまる
	18日	警察庁発表:2009年のストーカー行為は1万4823件、DVは2429件といずれも過去最多
	同日	最高裁:98~99年福岡連続保険金殺人事件の元看護師被告の上告を棄却。死刑が確定
	同日	東京地裁支部【裁判員裁判】、女性6人に暴行した45歳男に対して、求刑通り無期懲役判決
	20日	地下鉄サリン事件から15年、遺族には15年が「区切り」という感覚はない
	26日	最高裁家庭局発表:08年に始まった少年審判傍聴制度で、09年末までに169人の被害者等が傍聴。希望者の86%が認められ、加害少年の萎縮やトラブルの恐れを理由に不許可としたケースはなし
	同日	読売新聞調べ:裁判員裁判の開始から10ヶ月で控訴した被告は約3割、これまで控訴審判決を受けた10人はすべて棄却。高裁は裁判員の判断を尊重する姿勢
	同日	法務省発表:2009年の児童虐待725件、過去最多に
	30日	95年の国松元警察庁長官銃撃事件の公訴時効が成立、警視庁は「オウムのテロ」と見解公表
	同日	さいたま地裁、元厚生次官連続襲撃事件の小泉毅被告に死刑判決
4月	3日	中国 麻薬密輸罪で死刑判決が確定した邦人3人の死刑を執行
	同日	愛知県 宿舎で暴力を受けて死亡した力士暴行死事件で傷害致死罪に問われた元親方に懲役5年
	同日	名張毒ぶどう酒事件 最高裁は再審を開くかどうか決める審理を再び名古屋高裁に差し戻す決定
	同日	日米行政協定で日本に在留する米兵の犯罪について米側に実質的に裁判権を譲るとした日米間の秘密合意が存在したことが明らかに
	17日	裁判員裁判ではプロの裁判官のみによる裁判に比べ殺人や強姦致傷といった事件では、量刑が重くなる傾向がみられる
	同日	兵庫県明石市 歩道橋事故 一般人で構成する検察審査会での起訴議決を経て元副署長を業務上過失致死傷罪で神戸地裁に強制起訴
	同日	犯罪被害者給付金の支給決定を受けた遺族や被害者は前年より150人多い538人に上り過去最多となった
	27日	殺人の公訴時効を廃止し、傷害致死など殺人以外で人を死亡させた罪の時効期間を2倍に延長する改正刑事訴訟法が成立、即日施行された
	同日	大分 大分県警が被害者女性の心情に配慮し、裁判員裁判の対象とならない強姦致傷容疑で逮捕送検した事件を大分地検は、被害者のプライバシーに配慮しながら、法と証拠に基づき適正に起訴するということで、男を裁判員裁判の対象となる強姦致傷罪で起訴した
	同日	大阪母子殺害事件の最高裁判決で大阪高裁は死刑判決を破棄し、審理を同地裁に差し戻した。
	同日	東京第5検察審査会は、政治資金規正法違反事件で同法違反容疑で刑事告訴が発され、東京地検特捜部が不起訴(嫌疑不十分)とした小沢氏について「起訴相当」とする議決をした

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店

(普)6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

(普)2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

編集後記

当会の長年の活動目的であり、今年1月の10周年記念大会でも決議した「公訴時効廃止」が4月27日に成立し、即日施行されました。重篤な障害を残す傷害罪・強姦等の性被害の時効が廃止されなかつたのは残念ですが、我々の思いと岡村先生の法

制審におけるご健闘のお陰だと思います。法律には残念ながら「時効」と言う言葉が残りますが、被害者の心情には時効という言葉はありません。あくまでも真実を知り、真犯人が逮捕されることが、被害回復の第一歩であることを再確認させられました。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願ひ申し上げます。



本誌は(財)矯正協会刑務作業協力事業部から助成を受けて作成しました。